

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の公布について

1 制定の経緯

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団を排除することは自治体の義務とされており、介護保険事業等から排除する措置が求められているが、現状制定している愛知県暴力団排除条例は、金品その他の財産上の利益の供与を禁止する規定であり、暴力団等反社会勢力の参入を防止するために、介護保険事業における申請者の要件及び運営基準について規定の整備を行う必要があったことから、県条例を一部改正した。

2 対象事業所

名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く愛知県内に存在する介護保険指定事業所。（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に存在する介護保険指定事業所については、それぞれの市が定める条例の対象事業所となります。）

3 主な改正内容

(1) 指定居宅サービス事業者等の指定に係る申請者の要件を次のように改める。

(旧) 法人

(新) 法人（その役員のうち暴力団員等があるものを除く。）

(2) 指定居宅サービス事業者等が、その事業の運営について、暴力団又は暴力団員等の支配を受けてはならないこととする。